

令和5年度第2回南関町農業委員会会議録

令和5年5月10日(水)
午後1時25分開会
南関町役場 庁議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会

2. 農業委員会憲章朗読

5番 片山弘美君

3. 会長挨拶

4. 議事録署名人の指名

2番 原口隆治君

3番 大里義明君

5. 議 事

第6号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8号議案 農用地利用集積計画の承認について

第9号議案 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

報告第2号 合意解約について

報告第3号 許可不要転用届について

6. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 井上 繁孝君

2番 原口 隆治君

4番 猿渡 徳幸君

6番 福山 正英君

8番 山口 勲君

1番 平山 竜代君

3番 大里 義明君

5番 片山 弘美君

7番 末竹 信雄君

9番 城戸 英次君

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

副会長 打越 辰美 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 田口 明 君

書記 齋田 士郎 君

令和5年度第2回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時25分

1. 開会

○1番（平山 竜代君） 起立。時間が参りましたので、ただいまから令和5年度第2回南関町農業委員会総会を開会いたします。礼。着席。

○事務局長（田口 明君） 本日はですね、打越副会長より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は11名中、10名で定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員会憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは、農業委員会憲章朗読を5番、片山委員さん、よろしく願いいたします。

○5番（片山 弘美君） （農業委員会憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶を井上会長よろしく願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（井上 繁孝君） 改めて皆さん、こんにちは。

本日は第2回の南関町農業委員会総会を開催しましたところ、本当に、今日は良か天気で、忙しい中に副会長ほか、全員出席していただきましてありがとうございます。皆さんご案内のとおり今日はここで隔ても解消されておりますが、8日からですかね、コロナの5類ということでインフルエンザ等の扱いのような形になったということで、ゴールデンウィークも終わりましたけれども、観光地等では非常に人の動きが活発になったとそういうことですが、こういうふうな形になって安心するわけはいきません。やはりどこでコロナが感染するか、またわからないわけでございます。

そういうことで、今日は隔てもないところで開催するわけですが、本日は議案といたしましては6号から9号議案まで、また報告が2号、3号と提案しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は井上会長にお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話におきましては、音が鳴らないよう対応をよろしくお願いいたします。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（井上 繁孝君） それでは、議事に入ります。議事録署名人を指名いたします。今回は議事録署名人として2番原口委員、3番大里委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、事務局が行う議案説明は事前に配付している議案説明書に入ることによって議事を円滑に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（井上 繁孝君） それでは、議案審議に入ります。

議案第6号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は、7件26筆です。

それでは、本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

5番片山委員、申請番号14番と15番、54番よろしくお願いいたします。

○5番（片山 弘美君） 説明します。申請番号14番を説明しますね。4月の26日10時半に事務局2人と私で現地を3名で見してきました。こちらは相続農地ということで、隣の田んぼの方へ贈与されるということです。昨年もお米を作っておりきれいにしてありました。何も問題ないと思われました。

ご審議のほうよろしくお願ひします。

続けていいですか。

○議長（井上 繁孝君） 続けてよかですよ。

○5番（片山 弘美君） はい。続きまして、申請番号次のページ54番についてご説明します。こちらも相続農地ですね。失礼しました。こちら少し田んぼとか雑用木ですかね。山林も原野化してましたけれど、贈与受けられた方がその土地の國崎さんにこちらのほうも買えないかということでお話されたら、國崎さんがやっぱり林業関係にしてあるので、きれいに整地されるの話をされたそうですので、こちらも何分田んぼのそばにはありませんし、一つ田んぼもありましたけどそれも整備してありました。4筆あるんですけど、まとめてこちらのほうは規模拡大のため

に補充されるとのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上2点です。

○議長（井上 繁孝君） はい、ありがとうございました。

続きまして、本日は副会長が欠席でございますので、申請番号17番につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局書記（齋田 士郎君） 申請番号17番について説明いたします。

打越副会長と推進委員さん、事務局2名で現地確認のほうを行いました。譲渡人の方が町外在住、譲受人が町内の方です。今回規模拡大のために譲受人の方が売買で1筆30万円での売買ということで受け取られるということでした。現地のほうはすでに譲受人の方が耕作をされている状況できれいに整地をしてありました。特段問題ないと思われるということで副会長からご意見いただいております。

ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番原口委員。申請番号50番の説明をお願いいたします。

○2番（原口 隆治君） 申請番号50番について説明いたします。この田んぼについての売買ですけれども、4月25日に事務局と推進委員の方と私で現地確認をしてまいりました。ここは今、受人の方が渡人のほうの田んぼで米を作っておりまして、きちっと管理をされておりまして何も問題があるような点はございませんでしたので、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、7番末竹委員、申請番号51番の説明をお願いいたします。

○7番（末竹 信雄君） 申請番号51番の説明をいたします。先日事務局と推進委員、私とで現地を確認してまいりました。譲渡人が町外に転出されてきて、全く農業はしないということで譲受人に贈与という形で渡されるそうです。写真のほうを見てもらいますとわかりますように、一応畑となっておりますが完全に山になっております。よろしく申し上げます。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、6番福山委員、申請番号52番の説明をお願いいたします。

○6番（福山 正英君） 申請番号52番の説明をします。

4月25日に私と事務局、それから推進委員さんと現地の確認を行いました。写真のほうは5枚目になりますけれども、相続農地の処分ということで渡人のほうが大阪のほうに在住されているということで、こちらの管理ができないということで甥っ子様のほうに贈与による所有権移転ということで申請出ております。

現地確認した部分では、一部きちんと管理をされている部分もありますが、林野化しているところもありまして、今のうちであれば手を入れれば何とか再生できるような形になってますので、特段問題はないかと思っています。

一応ご審議のほうよろしくをお願いします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、3番大里委員、申請番号53番の説明をお願いいたします。

○3番（大里 義明君） 申請番号53番、4月の25日に事務局、推進委員と同行いたしましたして現地の確認をいたしました。すでに受人の原さんのほうで農地を借りて稲作をされており管理のほうもしっかりされておりました。問題ないものと判断をいたしました。

ご審議をお願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

ただいま、各委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第7号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は2件5筆です。

それでは本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

7番、末竹委員。

○7番（末竹 信雄君） 申請番号45番について説明いたします。

ここは自宅のすぐ横の田となっております。介護のためにこちらに帰ってこられるということで、家を建てて介護をされるということで申請を出してあります。別に周りには何も問題ないと思われまますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、5番片山委員、申請番号55番の説明をお願いします。

○5番（片山 弘美君） こちらはですね、4月26日、事務局2人と私3名で現地を見てきました。こちらの田んぼ4筆を塩山さんが買われるそうです。買われた後は貸駐車場に造成されるとのことで、塩山食品の従業員さんの駐車場として利用され

るとのことでした。大体4筆4面で45台分ぐらいは止められるとのことでした。近くの田畑を見ていたんですけれど、川も傍にはあるんですけど、そこにはぎりぎりまではしないとのこともお話は伺っております。迷惑をかけられる様子はありませんでしたので、よしと思っております。

ご審議のほうよろしく申し上げます。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

各委員より説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第8号、「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

案件は1件2筆です。

何かご意見、ご質問はありませんか。

8番委員。

○8番（山口 勲君） これ、航空写真はなかごたるですね。ここを見ると場所がどこかなてちょっと見たけん。なかったつかな。

○議長（井上 繁孝君） 写真はあると。

○事務局長（田口 明君） 写真はないです。報告です。

○議長（井上 繁孝君） 利用権設定の場合は写真付きじゃないということですので。

○8番（山口 勲君） 利用権設定を農業公社とやけんなかつかねてちょっと思うたけん。利用権設定は、ほぼってんが場所はどこかなて思うてから気になったけんですね。

○議長（井上 繁孝君） これは関外目、北開ですかね、の圃場整備済みのところということです。

○8番（山口 勲君） 農業公社んとは、事務局の売買とか何とかに意見言うたり何たりしよんなはつとですか。どがんしよんなはつとですか。

○議長（井上 繁孝君） どがんですか、事務局。

○事務局書記（齋田 士郎君） 事務局のほうから説明させていただきます。

今回この案件につきましては、中間管理の特例事業ということで、経営基盤強化法を使った農地の所有権移転となっております。通常の農地法3条で土地を売買するのと違って経営基盤強化法で土地を売買する場合に、ある一定要件をクリアすれ

ば所得控除、譲渡所得の控除を受けられるということで、今回農業公社以前の総会で農業公社が買い入れたものを、今回農業公社から個人さんに売り渡すというよう
な計画となっております。

以上です。

○議長（井上 繁孝君） よございますか。特例なのでまだその中にはいろいろな条件
があるわけです。面積とかいろいろ。

○8番（山口 勲君） 特例受けて普通の農家の人もそれ該当するわけでしょうけんね。

○議長（井上 繁孝君） それは事務局説明すると思いますけど、農業公社を通せばこ
ういう形になります。

○8番（山口 勲君） 大体わかったけどまた再度わからんときは違う機会によようと聞
きます。

○議長（井上 繁孝君） はい、わかりました。

ほかにございせんか

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ありませんね。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第9号、「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点
検・評価について」を議題といたします。

事務局より内容の説明を求めます。

○事務局書記（齋田 士郎君） 事務局より説明いたします。

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の
公表ということで、最適化活動をする上で4月の総会で今年度の目標をたてさせて
いただいております。令和4年度の目標に対しての実績を今回議案として提出させ
ていただきまして、ご審議いただいたのち公表をするような形となっております。

まず議案の第9号の1番目、農業委員会の状況ということで、現在の農業委員会
組織の体制を表にいたしております。

続きまして2番が農家・農地等の概要ということで、南関町にある農業者の方、
農家の方の情報と耕地面積ということで、農林業センサスに基づいて数字を記入さ
せていただいております。

2ページお開きください。最適化活動の成果目標としまして、南関町管内農地面
積が1,420ヘクタール、これまでに集積された面積が386ヘクタールです。
集積率としまして、27.18%となっております。これに関する目標についてで

すが、令和11年度までに80%集積するというふうに目標を掲げております。実績としましてはマイナス21ヘクタール、最終的には令和4年度末で25.70%の集積となっております。農業委員会の点検結果といたしまして、本来集積をどんどん増やしていかなければいけないところですが、圃場整備が進んでいる中、一部合意解約をすとか、担い手さんがどんどん減ってきている状況がありまして、目標に関しては達成できなかったんですが、今後遊休農地解消を含めたところで農地の集積・集約活動が必要であるということで点検結果評価をしております。

続きまして、(2)遊休農地の発生防止・解消です。令和3年度の農地パトロールの結果ですね、160ヘクタールの遊休農地が発生していることが確認されました。

次のページをご覧ください。令和4年度に遊休農地どれだけ解消できたのかということで、今回解消されているのが41ヘクタールです。41ヘクタール解消されている数字とはなっておりますが、令和4年度、新たに皆さん委員さんが変わられたことによって見方が、農地パトロールでの見方が、若干変わったところもあるのかなというところで考えております。

④のその他のところをご覧ください。令和4年7月から令和4年9月まで1号遊休農地面積に関しまして、202ヘクタールあったような形になっております。皆様方が農地パトロールを行っていただいた結果ですね、令和3年度は160ヘクタールだったんですが、令和4年度は202ヘクタールの遊休農地があったというようなパトロール結果となっております。実質遊休農地が解消されたというよりは、非農地化が進んでいるのかなと。荒廃がどんどん進んでいるのではないかと思われませんが、数字農地パトロールの結果に基づいた農業委員会の点検結果といたしまして、担い手への農地の集積を進めており、中山間地で不整形な農地が多く、効率的な営農が厳しいが、遊休農地の解消目標は達成できましたと。遊休農地が今拡大しておりますので、今後農地のあっせんだけでなく、基盤整備などの推進を、ほかの団体との協力を行って遊休農地を解消していく必要があるということで、点検結果を評価しております。

次に3番の新規参入促進ですね。

これに関しましては、次のページをご覧ください。

参考の新規参入者状況として、令和4年度2名の新たな新規就農者がおられます。取得面積としては、お二人で3.3ヘクタールの農地を取得していただいております。平均的に今毎年1名程度、ここ数年は新規就農をいただいている状況ですが、やはりなかなか農家さんが、農業自体が厳しい状況になっておりますので、点検評価としましては、新規就農者から相談及びあっせん活動について、南関町担い手推

進協議会と、具体的な取り組みの実施をする必要があると。新規就農の希望に対しては、いろいろな農地のあっせん等の具体的な体制の対応、確立が必要であると点検結果を書いています。

次に最適化活動の活動目標につきまして、推進委員等が行う最適化活動の目標日数を10日、活動日数として目標をあげておりましたが、昨年度は13日以上、毎月活動をしていただいております、十分にクリアできていると思われま

す。次のページをお願いします。新規参入相談会への参加についてです。当初目標としましては、8月頃熊本市で開催される新規就農セミナー相談会のほうに出席をする予定でしたが、県内コロナがまだひどかったこともあり、縮小の話もありまして参加をしておりません。実績としまして1回あげておりますのが、片山委員と末竹委員と福山委員、次世代等の現地確認を打越委員も含めてですね、していただいております。これに関しては、新規参入者が次世代人材投資事業において、新規就農をされている方に対して、農業委員会の委員さんが現地を見てもらってあっせんの相談を受けていただいているということで、今回実績に1回とあげさせていただいております。今後も新規就農者に対していろんな農地のあっせん等行えれば、就農者に対して規模拡大が図られると思われま

す。最後になりますが、目標の達成状況に対しての評語になります。各種目標に対しておおむね達成はできておるんですが、基盤整備等の推進等により、更なる集積、集約が必要であるというふうに考えております。

最後に目標に対して、期待通り結果が得られたということで、皆さん方の点検評価結果を記入させていただいております。

以上です。

○議長（井上 繁孝君） はい。ありがとうございました。

今事務局より内容の説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。先ほど言われました新規就農さんのところに言うには、圃場に行ってナス農家とか、アスパラとかいろいろなところ訪問して、ほかの団体さんと一緒に行ってもろたと思いますけど、そういうことを1回ということで把握しております。ほかはいろいろ活動内容いっぱいありますので、日頃心掛けていただいきたいと思っております。

ないようでございますので、採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり決定いたします。続きまして、報告第2号、「合意解約について」を議題といたします。

本件については、報告内容を配付済みですのでこれで終了させていただきます。
続きまして、報告第3号、「許可不要転用届について」を議題といたします。
本件については、報告内容を配付済みですのでこれで終了させていただきます。
これで、本日の議案は、全て終了いたしました。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（井上 繁孝君） 本日の議決事件等の字句の整理を、議長に一任いただきたい
と思いますが、異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様には、慎重審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして、議
長の席を降りさせていただきます。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございました。

それでは、閉会を1番平山委員、よろしく願いいたします。

○1番（平山 竜代君） 起立。

これをもちまして、令和5年度第2回南関町農業委員会総会を閉会いたします。
礼。

-----○-----

閉会 午後1時54分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人